

武蔵野市三鷹駅北口街づくりビジョン改定委員会設置条例施行
規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市三鷹駅北口街づくりビジョン改定委員会設置条例（令和7年3月武蔵野市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(委員長及び副委員長)

第3条 改定委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、改定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 改定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長がともに選任されていないとき又は事故があるとき若しくは欠けているときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 改定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 改定委員会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において処理する。

(準用)

第6条 前2条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第4条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と、同条及び前条中「改定委員会」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、改定委員会及び専門部会について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。